



函館市監査公表第25号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年8月21日

函館市監査委員	山	田	潤	一
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	吉	田	崇	仁
函館市監査委員	阿	部	善	一

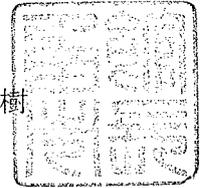


函 農 水
平成 27 年 7 月 28 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	農林水産部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他 ()		
監査等実施期間	平成 26 年 11 月 6 日～ 平成 27 年 1 月 26 日	講評日	平成 27 年 2 月 2 日
調査対象事項名	漁業用機械等購入資金貸付金返還金		
指摘事項, 意見・要望事項			
各漁業協同組合と連携した取り組みにより、近年の貸付に対する収入未済額が生じていないが、依然として滞納繰越分があることから早期の解消に努め、今後においても適切な事業運営を図るよう要望する。			
措置内容, 対応・考え方等			
漁業用機械等購入資金貸付金返還金については、借受人の中に漁の不振や体調不良などが要因となり収入が減少し、滞納している者もいることから、漁業協同組合と協力しながら、借受人等と面談を行い、生活の状況などを確認した上で、収入に見合った分納を行わせるため誓約書を提出させるなど、個別の対応を行っております。 さらに、当部では平成 27 年 4 月に「債務管理事務処理要領」を定め、督促や一括返還請求について統一的な取り扱いを行っておりますが、今後においても、引き続き漁業協同組合と連携しながら、借受人の生活の安定に配慮しつつ、滞納の早期解消に努めてまいります。			